

高額医療・高額介護合算療養費支給申請の勧奨通知を送付します

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険（市の国民健康保険、後期高齢者医療制度）後期高齢者医療制度、その他社会の健康保険など、と介護保険の両方を目的とした給付制度です。世帯単位で毎年8月1日から1年間の医療費と介護費の合計が、所定の自己負担限度を超える場合に支給対象になります。申請を行って認められると、所定の自己負担限度を超えた分が、医療保険と介護保険のそれぞれの制度から支給されます。

※計算の結果、500円以下の場合には支給されません。

【勸奨を行う対象期間】26年8月1日～27年7月31日
【申請】27年7月31日現在で加入していた医療保険【申請方法】問い合わせ先

自立支援医療(精神通院)を受給している方へ

自立支援医療(精神通院)を受給している方は、有効期間が終了するまで、自立支援医療の受給ができなくなります。継続する場合は、必ず更新手続きを行ってください。有効期間は、お手持の受給者証を確認してください。更新手続きは、有効期間終了日の3か月前から、障害福祉課まで提出してください。

ひきこもりなどの自立に困難を抱える若者への巡回相談会を開催します

都が運営する「東京都ひきこもりサポートネット」では、たはそ家族の義務教育終了後、電話相談・メール相談・訪問相談を行っています。

【注意】本人の状況に合わせ、今後必要な支援内容を検討し、関係機関を紹介し、希望があれば、同サポートネットの相談員が訪問相談を行います。相談は無料ですが、紹介先の関係機関は有料の場合もあります。病名診断などの医療行為に当たる相談や、緊急の対応が必要な相談は、別途費用がかかります。

市民自主企画講座

【多文化共生のための連続講座】小・中学生英語暗唱スピーチ大会

1時～4時
会場：東部地域センター
対象：市内在住、在勤・在学の方、関心のある方はどなたも
定員：70人
【審査員】熟練講師のポール・マカラー氏、英語スクール講師のステファニー・マクレランド氏

多摩六部エリア映画制作ワークショップ発表上映会

多摩北部都市広域行政圏(東久留米市、小平市、東村山市、清瀬市、西東京市)の市民から募集した受講生が、講師の指導を受けて制作した、圏域5市の魅力発信をテーマとしたドキュメンタリー映像

【日時】3月6日(日)午後1時～4時
会場：東部地域センター
対象：市内在住、在勤・在学の方、関心のある方はどなたも
定員：70人
【審査員】熟練講師のポール・マカラー氏、英語スクール講師のステファニー・マクレランド氏

手話通訳者登録試験を実施します

聴覚や言語に障害のある方が、家庭生活や社会生活を支障なく送れるよう「コミュニケーション支援事業(手話通訳)」を行っています。

【会場】市役所7階701室
【申込】市役所7階701室
【試験】3月12日(土)午前9時から

マイナンバー制度個人番号カードの交付と土曜臨時窓口のご案内

個人番号カードの交付準備が整った方から順次、「個人番号交付通知書」が届きました。内容を確認の上、市民課(市役所1階)で同カードを受け取ってください。

【受付日時】月曜～金曜日の午前8時～11時と午後1時～4時
【土曜臨時窓口】市役所1階

2月以降、国民健康保険については支給対象世帯へ、後期高齢者医療制度については支給対象者へ支給申請の勧奨通知を送付しています。同封の申請書に必要事項を記入の上、次の通り申請してください。

①国民健康保険に加入の方
②申請書、市の国民健康保険被保険者証、認め印を保険年金課に提出
③収入控、健康保険料の通知書、マイナンバー(個人番号)の記載が必要
④介護保険の自己負担額証明書、介護サービス費の通知書、介護サービス費の通知書



なお更新手続きは毎年必ず有効期間を過ぎてからの再申請や、前回の更新時に診断書無しのまま続行した方は、診断書の提出が必要となります。ご注意ください。

【注意】本人の状況に合わせ、今後必要な支援内容を検討し、関係機関を紹介し、希望があれば、同サポートネットの相談員が訪問相談を行います。相談は無料ですが、紹介先の関係機関は有料の場合もあります。病名診断などの医療行為に当たる相談や、緊急の対応が必要な相談は、別途費用がかかります。

第4回地域自立支援協議会 会議を公開します

地域自立支援協議会は、地域で暮らす障害のある方への相談支援体制の整備や関係機関との連携、課題の共有化を行う場として、「障害者総合支援法」に基づき設置しています。

今年度は、第3期障害者福祉計画の進捗や専門部会の位置づけ、差別解消などについて検討してきました。

都営住宅の入居者を募集します

【募集の種類】①ボイラント方式(家庭向けのみ)②単身者向け(単身者用車いす使用者向け)③バリアフリー車いす向け④2人世帯向け⑤事業再建者向け定期使用住宅

【募集案内】確認してください。
【募集案内配布期間】2月1日(土)～9日(火)、都庁、都民サービスセンター、各支社にも配布
【問い合わせ先】都営住宅課

難病医療費助成制度をご利用の方へアンケートを実施します

障害福祉サービスに関するアンケートを実施します。ご協力をお願いします。

【対象】難病医療費助成対象者の障害福祉サービスニーズ
【実施】2月9日(水)～12日(土)
【問い合わせ先】障害福祉課

日常生活における高齢者の事故を防止しましょう

日常生活における高齢者の事故は年々増加しています。22年、26年の5年間に約30万人が救急搬送されています。

【「溺れる」事故】26年中は入浴中に溺れる事故が682人、高齢者が救急搬送された。そのうち8割以上が生命の危険がある重症。原因となるのは「転ぶ」など、転ばない対策をしましょう。

【「転ぶ」事故】26年中の高齢者による転ぶ事故は、約4万7000人が救急搬送された。そのうち4割以上が入院が必要である中等症以上と診断された。

【「窒息・誤飲」事故】26年中は窒息や誤飲による事故が約1万6000人、高齢者が救急搬送された。そのうち3人に人が生命に危険がある重症以上と診断された。

段差解消ブロックなどは置かないでください

女性や駐輪場と道路の段差を解消するため、段差解消ブロックや鉄板などを道路に設置しているケースが多く見られます。

これらの行為は、歩行者などが転倒する事故の原因となり、設置者の責任も問われる場合があります。また、雨の日には雨水の流れを止めてしまう恐れがあります。

2月は児童手当・児童育成手当の定例払い月です

27年10月・28年1月分の手当を指定金融機関へ振り込みます。金融機関によっては入金金が遅れる場合があります。

【受付期間】2月2日(水)～12日(金)の午前8時～午後5時(土・日を除く)
【受付場所】子育て支援課(市役所2階)

認可保育施設への入所を希望する方へ4月入所(2次申請)の受け付け

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担ですが、この制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。ただし、本人・世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されています。一定所得以上の方は、非該当になる場合があります。

【受付期間】2月2日(水)～12日(金)の午前8時～午後5時(土・日を除く)
【受付場所】子育て支援課(市役所2階)

認定保育所・定期利用保育施設の案内

これらの施設は、東京都と市の設置基準を満たし、安全面や衛生面に十分配慮しながら運営しています。

【定期利用保育施設】都と市の基準を満たす小規模な保育施設で、柔軟できめ細やかな保育が特徴です。また、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、集団生活のルールも身に付けていきます。

名称	所在地	電話番号	定員
東久留米ブチ・クレイシュ(A型)	東本町15-2、ブランシール第3東久留米1階	475-0770	30人
つくし共同保育園(B型)	東本町8-10、誠マンション1階	475-3353	18人
なかよし保育園(A型)	神宝町1-17-12	472-2872	22人
はけつとランド南沢(A型)	南沢5-17-62	451-7138	40人
たんぼぼ保育園	金山町2-10-20	471-7402	12人

※保育対象年齢＝認定保育所A型は0歳～就学前の児童、B型・定期利用は0歳～2歳児
※なかよし保育園は、4月1日(金)から小規模保育施設へ移行予定です。

市民伝言板

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

会員募集

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

準備

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

【おがしるめ】2月13日(土)午後1時から、土曜自白日。詳しくは問合せ477336へ。

交通災害共済「ちよこつと共済」臨時受け付けを行います

「ちよこつと共済」(東京都市町村民交通災害共済)の28年度(4月1日～29年3月31日)分を臨時で受け付けます。

【申し込み方法】2月12日(金)までに(必着)募集案内を同封の申込用紙、封筒に記入し、お持ちください。

段差解消ブロックなどは置かないでください

女性や駐輪場と道路の段差を解消するため、段差解消ブロックや鉄板などを道路に設置しているケースが多く見られます。

これらの行為は、歩行者などが転倒する事故の原因となり、設置者の責任も問われる場合があります。また、雨の日には雨水の流れを止めてしまう恐れがあります。

段差解消ブロックなどは置かないでください

女性や駐輪場と道路の段差を解消するため、段差解消ブロックや鉄板などを道路に設置しているケースが多く見られます。

これらの行為は、歩行者などが転倒する事故の原因となり、設置者の責任も問われる場合があります。また、雨の日には雨水の流れを止めてしまう恐れがあります。